

看護倫理に関する看護者の知識の実態（その1）

西岡美作子

福山平成大学看護学部看護学科 〒720-0001 福山市御幸町上岩成正戸 117-1

The actual knowledge levels of nursing professionals regarding nursing ethics (Volume 1)

Misako Nishioka

Faculty of Nursing Department of Nursing Fukuyama Heisei University
117-1 kamiwanari Miyuki-city Fukuyama-city 720-0001 Japan

要約

「看護者の倫理綱領」は、命の尊厳や人権の尊重が根底にあり、看護者を対象とした行動指針であり、自己の実践を振り返る際の基盤となるものである。2003年から日本看護協会の継続教育プログラムに看護倫理に関する研修が見られるが、受講者数は限られていることや各施設の継続教育プログラムに看護倫理の研修が企画されているとは限らず、看護職員の多くは、看護基礎教育で看護倫理の教育がなかった時代に学んでいる。更に、医療技術の高度化に伴う新たな倫理的問題の発生や生命の尊厳に関する意識・人権意識の高まり、価値観の多様化などから、看護者は高い倫理的対応を求められている。これらの看護専門職業人は、自己学習や院内・院外の継続教育で学習を積み上げてきていると考えられるが、なおかつ倫理研修の機会不足や個人やチーム、組織における知識・認識の不足、倫理的感性の弱さ等、様々な課題のあることを先行研究から推測した。今回、看護職の看護倫理に関する知識・ニーズを把握し、それを基に看護基礎教育現場から支援することが、看護ケアの質の向上や働きやすい環境作りの一助にもなると考え調査を行った。その結果、看護倫理に関する既得知識の弱さが明らかとなり、同時に高い研修ニーズも把握した。学習者は大人であることを念頭に置き、継続的に学びやすい体制のもとで看護倫理に関する教育的支援の必要が示唆された。

Abstract

The “Code of Ethics of the Nursing Profession” consists of behavioral guidelines based on the dignity of life and a respect for human rights, targeting nursing professionals, and serving as a foundation for them to reflect on their own practices. While training on nursing ethics has been observed in a continued education program by the Japan Nursing Association since 2003, the number of participants is limited, and the continued education program at each institution does not necessarily hold training on nursing ethics; therefore, the majority of nursing staff are learning as if in an era when basic nursing education does not cover nursing ethics. Furthermore, the

emergence of new ethical problems in parallel with the advancement of medical technologies, people's heightened awareness of the dignity of life and human rights, and the diversification of values require high-level ethical responses from professionals. Although these nursing professionals are considered to have accumulated learning experiences through self-learning and continued education inside/outside the hospital, previous studies suggest the presence of various issues including the lack of opportunities for ethics training, insufficient knowledge/recognition at the personal, team, and organizational levels, and weakness of ethical sensitivity, etc. Thus, this survey was conducted based on the belief that understanding the knowledge/needs of nursing professionals regarding nursing ethics, and supporting them from the site of basic nursing education based on the understanding would help improve the quality of nursing care and the development of a friendly working environment. As a result, the weakness of the existing knowledge of nursing ethics was revealed, and high-level needs for training were also detected. The necessity of providing educational support for nursing ethics under a system suitable for continued learning, with the fact that learners are adults being kept in mind, was suggested.

キーワード 看護倫理 看護倫理の知識 看護師

Key word : Nursing ethics Knowledge of nursing ethics Nursing professionals

1. 研究の背景

日本看護協会の改訂・改題された「看護師の倫理綱領（2003年）」は、命の尊厳や人権の尊重が根底にあり、看護師を対象とした行動指針であり、自己の実践を振り返る際の基盤となるものである。同協会で行っている継続教育プログラム・キャリアアップ研修の中で2003年から看護倫理に関する講義が見られるが、受講者数には限界があることや各施設の継続教育プログラムに看護倫理の研修が企画されているとは言い難い現状がある。また、多くの看護師は看護基礎教育で看護倫理に関する知識が得られなかった時代に教育を受けている。更に、医療技術の高度化・専門分化の躍進に伴い新たな倫理的問題の発生や、社会の生命の尊厳に関する意識・人権の高まりや価値観の多様化などから、看護師は社会や個人に対して高い倫理的判断を求められている。これらの専門職業人は、自己学習を積み上げてきていると考えられるが、先行研究^{1) 2)}によると看護倫理に関する継続教育は十分ではない状況にある。臨床では、看護倫理の重要性を認識しているものの、倫理に関する研修の機会不足や個人やチーム及び組織における知識・認識の不足、倫理的感性の弱さ等から問題が生じていると考える。このようななかで多忙な活躍を続けている看護師の看護倫理に関する知識やニーズを把握し、看護基礎教育現場から支援を行うことが、看護ケアの質の向上や働きやすい環境作りの一助になると考えた。今回は特徴として表れた項目について報告する。

2. 研究目的

病院に勤務している看護師の看護倫理に関する知識とニーズを明らかにし、看護基礎教

育現場から継続教育への支援について示唆を得る

3. 用語の操作的定義

説明とは、自分の言葉でそれがどういうものであるか、また、なぜそうであるか等を説きあかすこと。

看護倫理とは、看護師としての良い・良くないあり方や行為を検討し、また看護師がそのように行動する根拠を説明することに役立つ知識。

4. 研究方法

- 1) 調査方法：先行研究をもとに独自に調査用紙を作成し、3週間の留め置き法でデータ収集を行い、質問項目96%以上の回答をもって有効回答とした。
- 2) 調査対象：病院に勤務している看護者とし、2県6施設の709名。
- 3) 調査内容：質問紙は、「属性」、「倫理原則等に関する内容」、「倫理綱領等に関する内容」、「倫理委員会に関する内容」、「看護基礎教育及び看護研究等に関する内容」、「倫理的ジレンマ及び対処方法等に関する内容」、「看護倫理に関する研修希望内容」の7カテゴリー46項目で構成し、回答は4段階評点法（1：全くそうではない、2：そうではない、3：そうである、4：全くそうである）とし、高得点であるほど肯定的とした。
- 4) 調査期間：平成20年8月～9月末。
- 5) 分析方法 単純集計を行い、否定的回答である1と2の和を1群、肯定的回答である3と4の和を2群とし、それぞれの群の和について80%以上を占める項目を抽出した。

5. 倫理的配慮

- 1) 対象施設の看護管理者に研究の主旨、目的、匿名性、自由参加、目的以外の使用はしないこと、研究結果の公表について述べた文書を提示して説明を行い、研究協力の承諾を得て調査用紙を送付及び持参した。
- 2) 対象者には紙面上で、調査の主旨と調査への協力は個人の自由意思であることを述べ、質問紙の回収をもって研究協力の同意とした。
- 3) 質問紙への回答は無記名で、返信用封書に入れ自由意思での投函を依頼した(K県分)。F県分は、個人が封書に入れ病棟に設置した専用箱に入れてもらい、それを回収した。

6. 結果

アンケート配布数は709で回収は612(86.3%)、有効回答率は82.2%であった。

1) 属性：職種別では、保健師21名、助産師11名、看護師331名、准看護師140名であった。職位別では、看護部長及び副看護部長7名、中間管理職として看護師長・主任等の73名、スタッフ職423名であった。平均経験年数は15年、平均年齢は38歳であった。

2) カテゴリー別の平均値は、倫理原則等に関する内容のカテゴリー1.8 (SD±0.9)、倫理綱領等に関する内容のカテゴリー2.1 (SD±1.0)、倫理委員会に関する内容のカテゴリー1.8 (SD±1.0)、看護基礎教育及び看護研究等に関する内容のカテゴリー2.0 (SD±1.0)、倫理的ジレンマ及び対処方法等に関する内容のカテゴリー2.0 (SD±0.9)、看護倫理に関する研修希望内容のカテゴリー2.5 (SD±0.9) であった(表1)。

表1 看護倫理の認識

n=503

カテゴリー別平均値					
倫理原則等に関する内容	倫理綱領等に関する内容	倫理委員会に関する内容	看護基礎教育及び看護研究等に関する内容	倫理的ジレンマ及び対処方法等に関する内容	看護倫理に関する研修希望内容
1.8 (SD±0.9)	2.1 (SD±1.0)	1.8 (SD±1.0)	2.0 (SD±1.0)	2.0 (SD±0.9)	2.5 (SD±0.9)

3) 1群及び2群において80%以上の高値を示した項目

(1) 倫理原則等に関する内容のカテゴリーでは、「アドボカシーについて説明できる」の1群が91%、「倫理原則について説明できる」の1群が90%、「パターナリズムについて知っている」の1群が86%、「ケアリングについて知っている」の1群が83%であった(図1～図4)。

(2) 倫理綱領等に関する内容のカテゴリーでは、「看護者の倫理綱領について説明できる」の1群が90%、「個人情報の保護に関する法律を知っている」の2群が82%、「リスボン宣言について知っている」の1群が81%であった(図5～図7)。

(3) 倫理委員会に関する内容のカテゴリーでは、「私は倫理委員会のメンバーである」の1群が90%、「倫理委員会で看護に関することが検討されたことがある」の1群が97%、「看護研究時には倫理委員会の審査を受けている」の1群が80%であった(図8～図10)。

(4) 看護基礎教育及び看護研究等に関する内容のカテゴリーでは、「院内教育プログラムに看護倫理の研修がある」の1群が80%であった(図11)。

(5) 倫理的ジレンマ及び対処方法等に関する内容のカテゴリーでは、「担当部署で倫理的問題を話し合う機会が定期的に持たれている」の1群が92%であった(図12)。

(6) 看護倫理に関する研修希望内容のカテゴリーでは、「看護倫理に関する研修は必要である」が2群で84%であった(図13)。

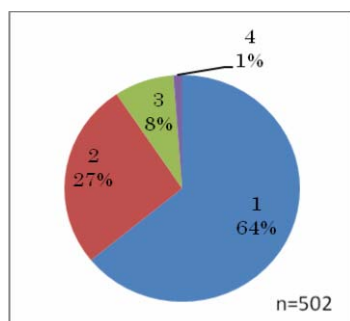


図1 アドボカシーについて説明できる

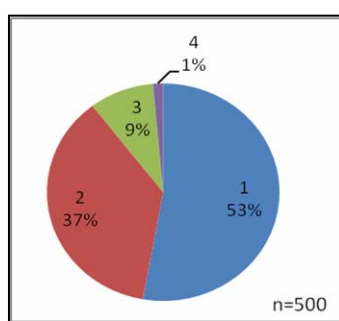


図2 倫理原則について説明できる

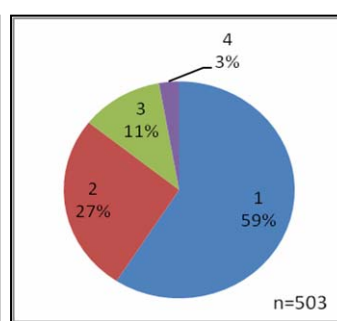


図3 パターナリズムについて知っている

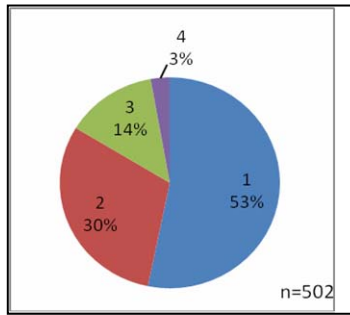


図4 ケアリングについて知っている

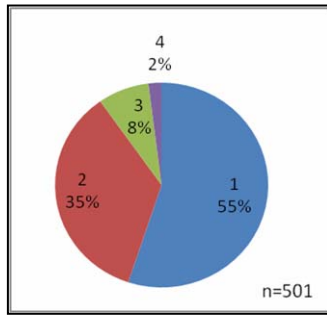


図5 看護者の倫理綱領について説明できる

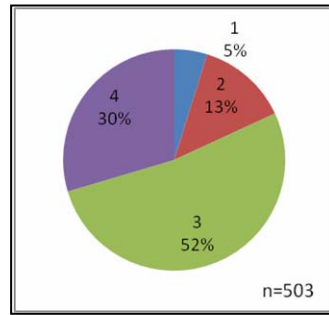


図6 個人情報の保護に関する法律を知っている

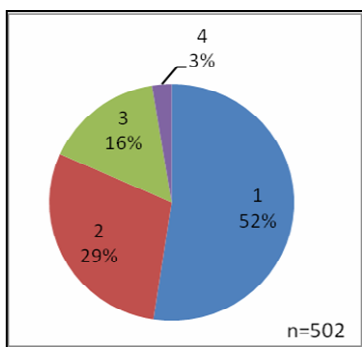


図7 リスボン宣言について知っている

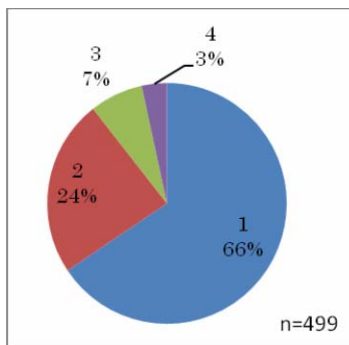


図8 私は倫理委員会のメンバーである

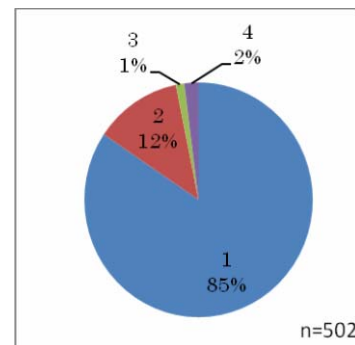


図9 倫理委員会で看護に関することが検討されたことがある

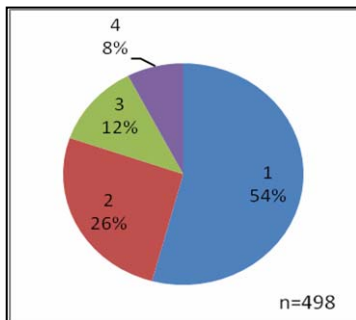


図10 看護研究時には倫理委員会の審査を受けている

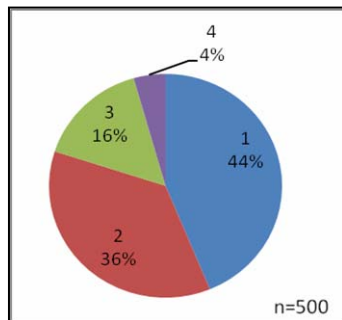


図11 院内教育プログラムに看護倫理に関する研修会がある

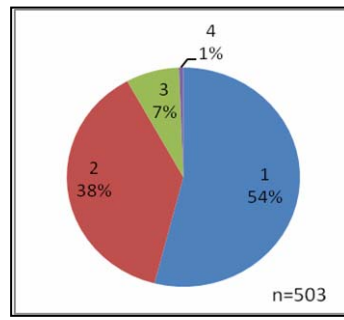


図12 担当部署では倫理的問題を話し合う機会が定期的に持たれている

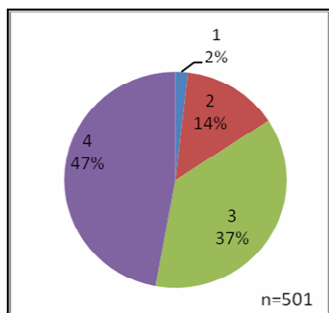


図13 看護倫理に関する研修は必要である

7. 考察

1) 倫理原則等のカテゴリーで、8項目中4項目が、高い割合で否定的回答であったことは、臨床の場で日々の実践は倫理的知識に基づくよりも個々の経験が基盤となっているのではないかと考えた。

高田は³⁾、『1970年頃、「美德中心の倫理」の時代があり、その後の20年間は、看護倫理という言葉が消えた時代で、1988年には「看護師の倫理規定」が制定され、1990年代以降、看護倫理が取り上げられる機会が多くなり、2003年には「看護者の倫理綱領」が公表された』と述べている。これらから看護倫理教育への取り組みは浅いと考えられる。経験が基盤になるだけでなく、看護倫理の学習を積み重ね、共有し、感性を高めることが、臨床での看護行為への裏付けや自信につながり自己を育てると同時に専門職業人としての成長を助長すると考えられる。そのためには、継続教育に看護倫理に関する研修企画が不可欠である。

2) 倫理綱領等のカテゴリーで、「倫理綱領について説明できない」ことや「リスボン宣言は知らない」の回答が多かったことは、1988年の「看護師の倫理規定」、2003年に改訂・改題されて再公表された「看護者の倫理綱領」の理解・浸透が十分でなく、倫理綱領を知らなくても実践はできるという組織風土や文化、倫理的感性の弱さ等が考えられる。これらを解決し、専門職業人としての意思決定の際の行動指針として、また、自己の実践を振り返る際の基盤とする為に自己学習が必要である。また、橋本⁴⁾が述べているように看護管理者の概念的スキル、なかでも企画・想像力に基づき、看護倫理に関する研修を企画・実践することによってメンバーの行動指針を示し、組織を活性化させるものとする。そのために看護管理者の資質⁵⁾も問われ、さらに看護基礎教育の現場から継続教育への支援が必要であると考えられる。

個人情報保護に関する高い認識は、法的規範として、個人情報保護に関する法律⁶⁾が制定され、2005年4月に実施されている。看護師が法を遵守するために、法を理解し実践に向けた組織的な取り組みを行う必要がある、その取り組みが行われていると考えられた。個人情報保護に関しても個々の看護者の内的な規範として、また、内的基準を高めるためにも倫理綱領の学びは重要である。

3) 倫理委員会に関するカテゴリーでは、1997年から日本医療機能評価機構による本審査が始まった医療機能評価の中で倫理に関する項目が多数設けられている。医療への期待や医療の質に関する報道がされているように、生命に関与している医療においては倫理委員会の設置・活動は不可欠なものである。しかし、自施設における倫理委員会設置の有無や活動状況の把握が乏しい。また、臨床看護研究と倫理の関係性の認識については明らかになっていないと考える。施設の中で大多数を占める看護師が看護倫理についてもっと関心を示し、理解し実践する力が求められる。この実践力を育み強化するためにも看護基礎教育の現場からの支援が必要と考えられた。

8. 結論

1) 倫理原則等のカテゴリーでは、「アドボカシーについて説明できる」、「倫理原則について説明できる」、「パターンリズムについて知っている」、「ケアリングについて知っている」の4項目が、高い割合で否定的であった。自己を育てると同時に専門職業人として

成長するためにも、施設における継続教育プログラムに看護倫理に関する研修企画の検討が必要である。

- 2) 看護者の倫理綱領の理解や浸透が十分ではなく、倫理綱領を知らなくても実践できるという組織風土や文化、倫理的感性の弱さなどがあると考えられた。これを解決するためには自己学習が必要であるが、施設における継続教育のプログラムに看護倫理に関する研修を企画し、実践することによってメンバーの行動指針が示され、組織の活性化が図れる。
- 3) 個人情報の保護に関しては十分認識されていた。さらに個人の内的基準を高めるためにも原則の倫理や倫理綱領などの学びが重要である。
- 4) 倫理委員会に関して、自施設での設置や活動状況の把握が乏しい。また、臨床看護研究と倫理の関係性についても、施設内看護部門での取り組みや看護基礎教育現場からの支援が必要である。

文献

1. 恩澤美恵子 前田眞里子 石嶋みやこ, A病院における看護職者の倫理問題に関する認識と問題解決の方法, 第 37 回日本看護学会論文集 (看護管理), 2006, 124-126.
2. 藤沢恭子 佐野恵美香 小笠原裕子他, 看護倫理に支えられた看護管理に関する研究—臨床看護師の看護倫理への意識—, 第 37 回日本看護学会論文集 (看護管理), 2006, 127-129.
3. 高田早苗, 2003, 平成 15 年度看護白書, 日本看護協会出版会, 東京, 4.
4. 橋本和子編著, 2007, これからの看護管理, メディカ出版, 大阪, 14.
5. 西岡美作子, 看護管理者がとらえた中堅看護師の継続教育の課題, 高知大学大学院医学系研究科看護学専攻修士課程 修士論文, 2006.
6. 小西恵美子編集, 2007, 看護倫理 良い看護・よい看護師への道しるべ, 南江堂, 54-55.
7. 坪倉繁美編, 2006, 看護倫理の基本, 医学芸術社, 東京.
8. 福井次年 浅井篤 大西基喜, 2008, 臨床倫理学入門, 医学書院, 東京.